

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と目的

国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来の社会経済にきわめて深刻な影響を与えるものと懸念しています。国の合計特殊出生率をみると、過去最低とされる平成17年の1.26から平成29年は1.43と上昇しているものの、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っており、その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感などが指摘されています。

そこで、少子化対策として次代の社会を担う子どもが生まれ、健やかに育つための環境整備をするため、平成15年に「次世代育成支援推進対策法」を制定しました。さらに平成24年8月には「子ども子育て関連3法」を制定し、市町村において幼児期の教育・保育・子育て支援の量の拡充や質の向上を図り、地域に応じた子育て支援の充実を目指すものとして平成27年4月から新制度として施行しました。

遠野市では、平成19年度に「遠野市少子化対策・子育て支援総合計画」（以下「遠野わらすっこプラン」）を策定し、平成20年度から平成26年度まで年度ごとの遠野わらすっこプランと位置付けてきました。

そして、この遠野わらすっこプランを理念で支える「遠野市わらすっこ条例」と、財源で支える「遠野市わらすっこ基金条例」を平成21年4月から施行しています。

また、平成22年3月には「遠野市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、平成26年度までの5カ年を計画期間として子育て関連施策を計画的に推進してきました。その後も子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化し続け、出生数の減少や出生率の低下に伴い更に少子化が進んだことから少子化対策として、男女の出会いから、結婚、妊娠・出産、子育てから孫育てまで切れ目のない支援を図るため、平成26年4月に子育てするなら遠野推進本部を立ち上げ、「子育てするなら遠野構想」の策定に取り組みました。

平成27年4月からの新制度の施行に伴って策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、「遠野市少子化対策・子育て支援総合計画」（平成27～31年度）とし、すでに策定している「遠野市次世代育成支援行動計画」と従来からの「遠野わらすっこプラン」の理念を受け継ぎ、新たな「遠野わらすっこプラン」として、子育てするなら遠野と誰もが思えるようなまちづくり、子ども達が健やかに成長できる社会を実現するための計画としました。

平成30年4月には、職員数の減少等を考慮し、更に行政運営の効率化等を図り、遠野スタイルによるまちづくりを総合力で推進するために行う行政組織再編に伴い、少子化対策及び子育て支援の更なる充実を図るため、子育て応援部としてこども政策課、母子安心課、総合食育課を設置しました。

令和元年度は、市の子ども・子育て支援3本柱である「条例・プラン・基金」について、「遠野市わらすっこ条例の一部改正」、「第2次遠野わらすっこプランの策定」、そして、「わらすっこ基金の新たな仕組みづくり」に取り組み、「子育てするなら遠野」の第2ステージの方向性について総合的に検討しました。

---

わらすっこ条例は、平成21年に制定してから10年が経過し、子どもを取り巻く社会の変化、児童に関する法律の改正等に伴い、新しい時代と共に将来を見据えたかたちで進化させた条例として令和元年12月市議会において一部改正し、令和2年4月1日からの施行としました。

この新しい「わらすっこ条例」を理念に、財源となる「わらすっこ基金」の新たな仕組みづくりと共に、今年度策定する「第2次遠野わらすっこプラン」として市民に寄り添ったきめ細かな事業を展開していくものです。

「子どもたちの未来・夢・希望」に向かって、第2次わらすっこプランのスタートは、「こども本の森構想」を掲げ、「わらすっこの城構想」、そして、「わらすっコストリート」の実現をめざします。

平成31年4月からは、わらすっこ基金を活用し新たな仕組みとして、わらすっこのスポーツ・芸術文化活動のための市内施設使用料を助成する事業をスタートしました。わらすっこたちが挑戦する姿をみんなで応援すると共に、子育てを地域で支えるまちづくりを推進しています。

さらに、基金への協力にかかる取り組みについては、わらすっこ支援委員会で検討を重ねているところであり、新しい仕組みづくりも検討しています。市としても財源の中から基金へ積み立てる等、健全財政計画の中で講じて参ります。子ども・子育て支援施策を展開するため、目的を明確に市内外へ基金への協力を発信し持続可能をめざします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの総合的指針である「遠野市総合計画」を上位計画として、遠野スタイル創造・発展総合戦略「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び遠野市国土強靱化地域計画の他、関連計画との整合性を図りながら、遠野市総合計画の部門別計画として今までの遠野市わらすっこ条例（平成21年遠野市条例第11号。以下「わらすっこ条例」）第19条に基づく推進計画、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」）第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」に加えて、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」を基本とした令和2年度までを策定期間とする第5次遠野市母子保健計画の評価を1年前倒しすると共に、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)によって努力義務とされた子どもの貧困対策計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)により努力義務であるひとり親家庭等自立促進計画を包含して、子ども・子育てに関する総合計画として策定するものです。

これまでの「遠野わらすっこプラン」を基礎として、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域みんなで応援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのより実効性のある計画として策定します。



年度 計画名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2 (H32)	R3	R4	R5	R6	R7
市総合計画	後期基本計画					第2次総合計画基本構想前期基本計画					後期基本計画予定				
まち・ひと・しごと 創生総合戦略						当初計画(5カ年ごと)					第2期計画				
市国土強靱化地 域計画											当初計画(5カ年ごと)				
遠野市教育振興 基本計画						第2期計画									
地域福祉計画						第2期計画			第3期計画						
高齢者福祉計画・介 護保険事業計画(ハ ートフルプラン)						第5期計画			第6期計画			第7期計画			
障がい者(基本) 計画						第2期計画			障がい者プラン 2015(第3期障がい者、 第4期障がい 福祉計画)			障がい者プラン 2018(第4期障が い福祉、第1期障 がい児福祉)			
障がい福祉計画						第3期計画									
障がい児福祉計 画															
自殺対策計画											第1期				
健康増進計画						第2次元気・楽しく遠野21計 画(第2次健康増進計画・第3 次母子保健計画)					第3次健康増進計画				
母子保健計画											第4次母子保健計画				
食育推進計画						第1期					第2期				

### 〇わらすっこ条例（推進計画の策定）

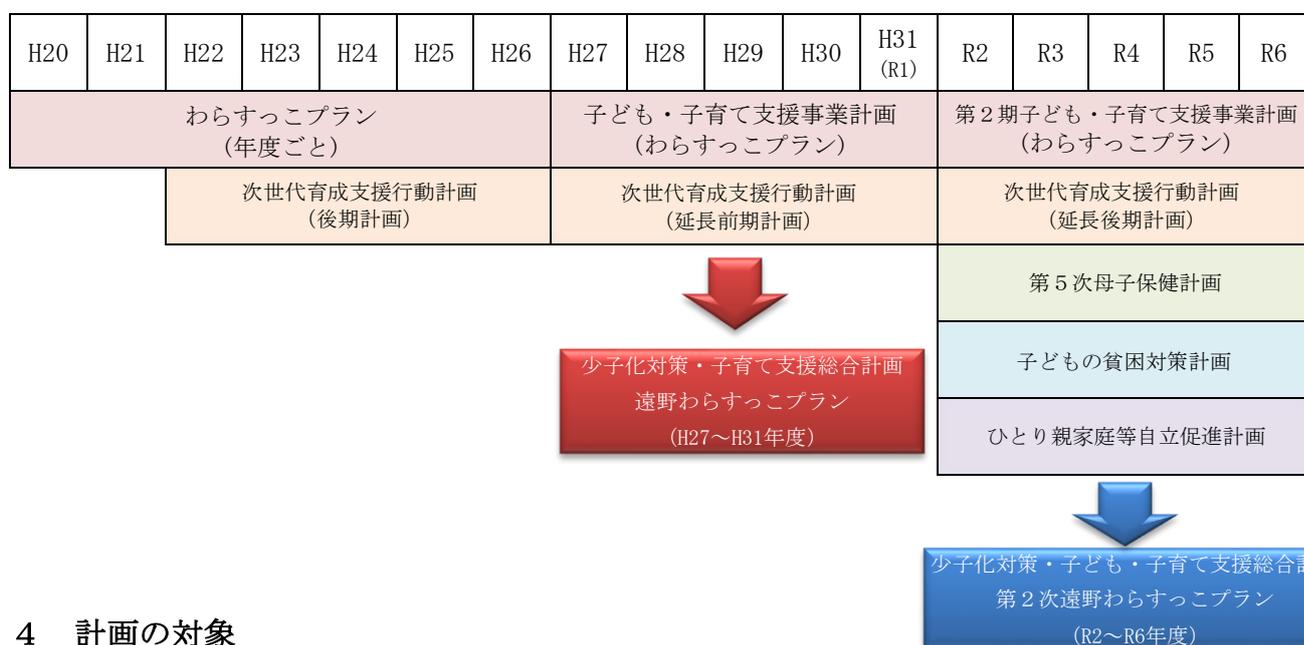
第19条 市は、子どもに関する取組を総合的かつ計画的に実施するための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

- 2 市は、推進計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、子どもを含めた市民から意見を求め、その反映に努めます。
- 3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行います。



### 4 計画の対象

わらすっこ条例第2条に規定する「子ども」、同条例第8条に規定する「保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者、市」を対象とします。

### 〇わらすっこ条例（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同じように子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

#### （共通の責務）

第8条 保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければなりません。

- (1) 子どもが他の人の権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つために必要な支援
  - (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援
  - (3) 子どもと誠実に向き合い子どものよさを見つけてほめることで、子どもが自信及び誇りを持ち、自分を見つめ、生きる力を養うために必要な支援
- 2 保護者、地域住民等及び学校等関係者は、子どもに対し虐待、体罰及び暴力をしてはなりません。
  - 3 保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者及び市は、事故、災害等の未然防止を図り、子どもの安全確保に努めなければなりません。

## 5 計画の策定体制

わらすっこ条例第22条の規定により、「遠野市わらすっこ支援委員会」を設置しています。この委員会は、学識経験者、関係団体、市民の代表で構成され、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること、子どもに関する市の施策の充実に必要な事項を調査審議することを所掌します。

また、市では、前計画の進化版ともいえる「子育てするなら遠野構想」を策定するため、平成26年4月から平成30年3月まで「子育てするなら遠野推進本部」を設置、さらに、平成30年4月からは、市の組織再編により子ども政策課、母子安心課、総合食育課の3課による子育て応援部を設置し、検討を進めてきました。

本計画の策定にあたっては、委員会からの意見、わらすっこニーズ調査の結果、保護者・子育て関係機関団体等懇談会、市内児童生徒によるわらすっこ会議、遠野高校の新しい遠野物語を創るプロジェクト、わらすっこ条例一部改正にかかる有識者会議等での検討など、計74回、1,000人を超える市民と向き合ってきました。

子どもが健やかに成長できる環境の整備や子どもを産み育てたいと願う人々が安心して産み育てられる環境の整備を図るため、子育て支援に関する今後の取り組みの方向を示すものとして策定します。

### ○わらすっこ条例（わらすっこ支援委員会の設置）

**第22条** 子どもの権利の保障を推進し、子どもに関する施策の充実に図るため、遠野市わらすっこ支援委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

## 6 子ども・子育て支援施策これまでの主な取り組み

年度	事業名等
H19	助産院・ねっとゆりかご開設
H21	わらすっこ条例応援事業者認定制度開始
H22	病児等保育施設わらっぺホーム開設
H24	元気わらすっこセンター開設、子育て支援の拠点化
H25	わらすっこ誕生応援事業
	総合食育センター設置
H26	遠野児童館改築整備事業
H27	子ども・子育て支援法施行・保育料軽減
	公立幼保の運営移管協議・わらすっこのうた制作
	子育て世代包括支援センター設置(健康福祉の里)
H28	公立幼保の運営移管開始
	ファミリー・サポート・センター事業
	とおのTVを活用した「わらすっこナビ」放送開始
H29	とおのスタイル結婚応援事業
	子ども食堂開設推進
	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業
	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業
	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金交付事業
	新生児聴覚検査費用助成
	附馬牛保育園・児童館改築整備事業
H30	わらすっこのルーム拡張・リニューアルオープン
	放課後等デイサービス事業
	特別支援学校送迎バス運行事業
	わらすっこの居場所整備推進調査事業
	赤ちゃんの駅貸出事業
	わらすっこまつり&消防フェア開催
	小児インフルエンザ予防接種費用助成拡大
	産婦健康診査費用助成
H31 R元	子ども家庭総合支援拠点設置
	綾織保育園改築整備事業
	わらすっこ基金施設使用料サポート事業
	臨床心理士の配置(週1回)
	幼児ことばの教室日曜日開催
	難聴児FM補助システム助成事業
	不育症治療費助成事業
	子どもの居場所づくり推進事業費補助金交付事業
	子育て短期支援事業(ショートステイ)
	ペアレント・トレーニング事業
	幼児教育・保育無償化(10月～)
	幼児教育・保育無償化に係る副食費助成事業
	わらすっこ条例一部改正(12月議会)